

人助け!? 親切心につけこむ 「老人ホーム入居権」の「買え 買え詐欺」にご注意!

【事例1】
1人暮らしの母の家に、養護老人ホームを経営する医療法人からダイレクトメールが届いた。中には、老人ホームへの入居権の申込書が入っていた。

その後、別の業者（A社）から電話があり、ダイレクトメールが届いているか確認された。「入居希望者が30人ほどいるが、ダイレクトメールが届いた人しか入居権を購入できないので困っている。お金は用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしい」と言われた。



母はボランティアをしていたので「助けてあげたい」という気持ちが強くなり、自分がお金を用意しなくてもよいならと思って承諾したらしい。一口100万円を30口分の申込書を数日前に郵送したという。

しかし、私がやめるように言ったので、母が業者に解約を申し入れたところ、「損害賠償として半額の1500万円請求する」と言われたらしい。（当事者 70歳代 女性）

【事例2】
自宅にパンフレットが届いた後、別の業者（B社）から「そちらに、近日常に老人ホームができる。入所の権利を欲しがっている人がたくさんいるので、代わりに買ってほしい」と電話が

あった。断ったが、しつこく「迷惑はかけない。地元の人しか買えない。当社に名義を貸して欲しい」と言われたので、承諾した。

後日老人ホームから「B社名で2千万円の入金があった。当社の権利は個人投資家にしか販売しておらず、インサイダー取引で犯罪になる」と脅された。

D社からは「名前を間違えて振り込んでしまった。このままでは当社もあなたも警察に捕まるかもしれない。示談金600万円が必要。あなたが立て替えて欲しい」と言われた。

老人ホームやD社から何度も連絡があり、怖くなって指示されるまま現金を宅配便で送った。その後、老人ホームやD社に連絡をしても、つながらなくなった。（当事者 70歳代 女性）

【アドバイス】

- ① 相手にせず、すぐに電話を切る!
- ② 「代わりに申し込んで」「名義を貸して」「あなたの名前を買った」などと持ちかけてくる不審な電話は、「買え買え詐欺」です。
- ★ 相手にせず、「興味ありません」「お断りします」と言って、すぐに電話を切ってください。
- ★ 一度電話に出ると切りにくくなります。留守番電話や発信者番号表示機能を利用しましょう。
- ② 絶対にお金を払わない!
- ◎ 「入居したい人が多いが、権利を購入できず困っている」「お金は払うので、人助けだと思って代わりに申し込みだけしてほしい」などと言って、消費者の親切心や同情心を

巧みに悪用してきます。

◎ 業者が持ちかけてくる話の内容や送られてくるパンフレットは、非常に巧妙にできていますが、安易に信用しないでください。

◎ 現金を宅配便で送るよう指示する場合がありますが、一般の取引ではありません。

※ お金を送る場合、郵便法上は、「書留」で送ることが義務付けられている。運送会社各社の約款でも現金や小切手等は、運送の引受を拒絶することのあるものと定めている。

③ お金を払う前に、すぐに相談!
少しでも疑問や不安を感じた場合には、お金を払う前に、すぐに消費生活センターや家族・友人などに相談してください。

④ 日ごろからの高齢者への見守りが大切!
◎ トラブルの未然防止のためには、家族や身近な人の協力が不可欠です。

学生に広がるマルチ商法的勧誘にご注意!

【事例】

大学のサークルの友人に「入れば人脈が広げられる」と誘われ、組織の人と会った。

「加入して仲間を増やせば将来につながる」とアピールされ、将来に漠然とした不安を持っていたこともあり興味を持った。

「加入するには、約50万円の資産運用ソフトを購入する必要があります」と言われ、「学生なので、支払えない」と断ったが、「消費者金融で、年齢や職業などを偽って借りればよい」と教え

られ、断りきれずに借金して支払った。

この組織は、人を紹介しソフト購入につ

ながればマージンが入るらしく、同様に勧誘を受けた知人から「あやしい組織ではないか」と言われ、心配になった。（19歳 男性）



【アドバイス】

◎ 就職難などに悩む学生に対し「人脈が広がる」「もうかる」などと言って、資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばせるトラブルに関する相談が寄せられています。

◎ 友人やSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）で知り合った人などから勧誘され、他人に紹介し商品購入につながればマージンが得られるといった「マルチ商法的手法」が特徴です。

★ 友人からの誘いであっても、必要のない場合は、きっぱりと断りましょう

★ 友人を勧誘することで、人間関係を壊してしまうおそれもあります

★ うまい話に乗せられて、安易に借金をすると、多重債務に陥る危険性があります。

【消費生活に関するご相談は】

農林商工課 消費生活コーナー
月・水・木の午前9時～午後5時
来庁相談も可能ですが、まずはお電話ください。 ☎ 739-0001
(内線255)